

植民地支配と天皇制

糟谷憲一

はじめに

日本の敗戦以前においては、天皇は植民地をふくめた「大日本帝国」における絶対的権力の保持者であり、植民地においては、天皇を頂点とする支配体制である。天皇制は、その専制的性格を一そう露わにしていたといえる。一五年戦争の時期には植民地の諸民族も、天皇の名のもとに、兵士として、また軍需生産を支える労働力として強制的に動員され、そのことと関わって諸民族から固有の民族性の最後の一片までも抹殺しようとする「皇民化政策」が植民地を席捲したのである。今日、近代史における天皇・天皇制の問題を考える上において、植民地支配の問題を欠落させてはならない。

いであろう。本稿では、朝鮮に対する植民地支配に限定してではあるが、植民地支配と天皇制との関係を、いくつかの点から明らかにしてみたい。

一、植民地支配の機構と天皇制

最初に、朝鮮に対する植民地支配の機構は、天皇を頂点として構成された機構であり、天皇制の重要な一部をなしていたことを指摘しなければならない。

日本は韓国と一九一〇年八月二日に「韓国併合に関する条約」を調印し、八月二十九日に「韓国併合」を実施した。これにより、朝鮮は完全に日本の植民地となり、朝鮮総督府が設置された。

(一) 植民地支配の基本方針

「韓国併合」に先立つ一九一〇年六月三日に、日本政府は「韓国に対する施政方針」を閣議決定し、朝鮮に対する植民地支配の基本方針を決めていた。この閣議決定の冒頭の三項目は次のとおりである。

- 一、朝鮮ニハ当分ノ内、憲法ヲ施行セス、大権ニ依リ之ヲ統治スルコト
- 二、総督ハ天皇ニ直隸シ、朝鮮ニ於ケル一切ノ政務ヲ統轄スルノ権限ヲ有スルコト
- 三、総督ニハ、大権ノ委任ニ依リ、法律事項ニ関スル命令ヲ発スルノ権利ヲ与フルコト。但シ、本命令ハ、別ニ法令又ハ律令等、適当ノ名称ヲ付スルコト（原文に句読点を加えた。傍点は筆者による。以下同じ）

第一項が最も重要である。「大日本帝国憲法」は広汎な天皇大権を規定した專制的な憲法ではあるが、他方では、制限選挙とはいえ衆議院議員の選出を通じての国民の国政参加、議会の「法律協賛権」、法律の範囲内における「臣民の権利」を明文化していた。したがって「朝鮮ニハ……憲法ヲ施行セス」とは、朝鮮民族をまったくの政治的無権利状態にとどめておくということであり、これを受けて「天皇ノ大権ニ依リ之ヲ

統治スルコト」としているのは、朝鮮に対しては天皇の権力が直接に全面的に（何者にも拘束されることなくという意味で）及ぶということである。

(二) 植民地法制

閣議決定の第三項は、朝鮮に施行される法令の体系に関わる規定である。これを受けて、一九一〇年八月二十九日に勅令「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」が公布・施行された。その内容は次のとおりである。

- 第一条 朝鮮ニ於テハ、法律ヲ要スル事項ハ、朝鮮総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第二条 前条ノ命令ハ、内閣総理大臣ヲ經テ、勅裁ヲ請フヘシ

- 第三条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ、朝鮮総督ハ、直ニ第一条ノ命令ヲ発スルコトヲ得。前項ノ命令ハ、発布後、直ニ勅裁ヲ請フヘシ。若シ勅裁ヲ得サルトキハ、朝鮮総督ハ、直ニ其ノ命令ノ将来ニ向テ効力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第四条 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第五条 第一条ノ命令ハ、第四条ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條 第一條ノ命令ハ、制令ト称ス

朝鮮總督に制令發布權という立法權を付与したことが重要な点である。朝鮮に施行される法令は、この制令と勅令・法律の三本立てになったのであるが、実際には、官制や朝鮮教育令などは勅令によったが、それら以外の重要法令の多くは制令をもって制定された。

總督が立法權である制令發布權を保有したことは、植民地支配に必要な立法措置を迅速に取ることを可能にするためである。そのことが端的に表われた事例の一つは、三・一運動のさなかの一九一九年四月一五日に大正八年制令第七号「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」が制定されたことである。この制令は「政治ノ變革ヲ目的トシテ多數共同シ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ妨害セムトシタル者」に対して最高懲役一〇年の重刑を課することができるとしており、大衆的な運動として急速に昂揚した三・一運動を弾圧するために急速制定されたのである。

また次の事実も注目すべきことである。先述の「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」は緊急勅令として制定されたので、第二七回帝國議會に事後承諾が求められたが、議會は承諾を与えず、代わって衆議院議員花井卓藏の提案になる、条文はまったく同一の法律案を可決した（一九二一年三月）。この法律が明治四四年法

律第三〇号であり、その後の朝鮮植民地法制の基礎となったものである。花井の主張は、「委任命令權」である制令發布權は法律をもって授けるべきであるということにあり、制令發布權自体については、

「朝鮮ハ、人情風俗其ノ他各種事情、内地ト異リ、同一ノ法令ヲ以テ之ヲ律スルコトヲ得ス。而シテ又時ニ機宜ノ措置ヲ施スヲ要スルコト、政府見ル所ノ如シ」

と「法律案理由書」に述べているように、植民地支配に不可欠であるとして、これを認めていたのである（「第二七回帝國議會衆議院議事録」）。

このように總督に立法權が付与された理由は、植民地支配の必要のためということに他ならない。他方、總督への立法權付与の法制上の根拠は、先述の閣議決定にあるように、「大權ノ委任ニ依」るものであり、そのことは「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」には、制令の發布には「勅裁」が必要であると規定されている。すなわち、天皇の立法大權の委任を受けて、植民地朝鮮においては、總督が立法機關としての地位も占めることになったのである。

（三）天皇と總督

總督の立法權以外の權限は、一九一〇年九月三〇日

公布の「朝鮮総督府官制」(一〇月一日施行)に規定された。総督は親任官(天皇が直接に任命)であり、天皇に直隸(直接命令を受けること)し、先述の①制令発布権のほか、②委任の範囲内における陸海軍統率権、③政務統轄権、④総督府令発布権、⑤下級行政官庁(司法機関も含まれる)への指揮監督権、⑥所属官吏に対する監督権、⑦所属奏任文官以下に対する人事権などの広汎な権限が与えられた。陸海軍統率権は、総督が陸海軍大將をもって充てられる(総督武官制)とされたことと関連するものであり、一九一九年八月に「朝鮮総督府官制」の改正により、総督武官制の廃止とともに削除された。

総督がこのように広汎で絶大な権限を与えられたことは、総督が天皇に直隸し、天皇にのみ責任を負う存在であったことにもとづくものであり、「大権による統治」・天皇の権力が総督を介して実現しているのである。そして、天皇の大権を後ろだてにして、総督はいわば「小天皇」として広汎で絶大な権限を行使し、総督府の諸機構を動かして、朝鮮民族を抑圧し、植民地支配の維持強化をはかったのである。言いかえれば、天皇制の権力は、朝鮮においては、総督を頂点とする総督府の機構として現われ、朝鮮民族を抑圧する権力・植民地権力として機能したのである。

二、同化政策と天皇制

日本の朝鮮支配政策の基本は、朝鮮人を日本人化する同化政策であった。当時の日本の支配的な思想は天皇中心の思想、天皇制思想であったから、同化政策の中心は、朝鮮人の中に天皇制思想を広げることになれ、そのために教育と祭祀(国家神道)が重視された。

(一) 同化教育と天皇制思想

朝鮮人に対する教育の基本方針は、一九二一年八月二二日に公布された勅令「朝鮮教育令」(二月一日施行)に示された。その中に次のような条項がある。

第二条 教育ハ、教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ、忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ基本トス

第五条 普通教育ハ、普通ノ智識技能ヲ授ケ、特

ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ、国語(「国語」は日本語のこと)ヲ普及スルコトヲ目的トス

すなわち、「教育勅語」にもとづき、天皇に忠誠を誓う「国民」に朝鮮人を変えること、そのための手段としての日本語の「普及」(強制に他ならない)を重視することが、教育の基本方針とされたのである。

このことは同年一〇月二〇日に公布された「普通学

校規則」「高等普通学校規則」などの各学校規則（一月一日施行）をみると、さう明瞭になる。朝鮮人学校は日本人学校と別建てであり、普通学校・高等普通学校はともに四年制であった。

「教科課程及毎週教授時数」をみると、普通学校の場合、週二六・二七時間のうち、「国語」は一〇時間、「朝鮮語及漢文」は六・五時間であり、高等普通学校の場合、週三〇時間のうち、「国語」は八・七時間、「朝鮮語及漢文」は四・三時間であり、日本語重視は歴然としている。また「普通学校規則」第七条、「高等普通学校規則」第十条、「女子高等普通学校規則」第九条は、いずれも教授上の注意事項を掲げているが、その中には、

国語ハ国民精神ノ宿ル所ニシテ、且知識技能ヲ得
シムルニ缺クヘカサルモノナレバ、何レノ教科
目ニ付テモ、国語ノ使用ヲ正確ニシ、其ノ応用ヲ
自在ナラシムコトヲ期スヘシ

というまったく同文の条項がある。日本語が「国民精神」＝天皇制思想の「宿ル所」として、いかに重視されてきたことが、よくわかる。

教科目としては「修身」「歴史」も重視された。「修身」については、「普通学校規則」第八条に

修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ、道德上ノ

思想及情操ヲ養成シ、旧来ノ良風美俗ヲ失ハサ
ムコトニ注意シ、実践躬行ヲ勸奨スルコトヲ要旨
トス

とあり、「歴史」については、「高等普通学校規則」
第十五条（高等普通学校のみに「歴史」の教科目あり）に、
歴史ハ本邦歴史及外国歴史トシ、本邦歴史ニ於テハ、
善ク我カ国体ヲ明カニシ、外国歴史ニ於テハ、
特ニ我カ国体民情ト相異ル所以ニ説キ及ホスヘシ
とある。「本邦歴史」とは日本歴史のことであり、朝鮮歴史は独立して教えられることもなく、民族性を抹殺する一方で、国体神話、天皇中心の歴史観を教え込もうという方針が明らかである。

また各学校規則に共通して、「休業日」として、「四方拝、元始祭、孝明天皇祭、紀元節、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭」（一九二三年からは孝明天皇祭はなくなり、明治天皇祭が加わる）が指定された。これらの祭日には児童・生徒を学校に集めて、「教育勅語の奉読」はじめ、天皇に関わりのある儀式が挙行されたのである。

（二）国家神道の朝鮮への拡大

天皇制思想を押しつける同化教育と並んで重要視されたのは、朝鮮における神社制度の確立、国家神道の

朝鮮への拡大である。

神社は京城（現ソウル）・平壤・釜山・大邱はじめ日本人の多い都市を中心に建てられていたが、総督府は一九一五年八月に「神社寺院規則」、一七年三月には「神祠に関する件」を公布して、神社・神祠（神社の要件を満たさない小祠）の設立を奨励した。

さらに総督府は

「同化を以て施政の根本とし、且又明治四十四年發布の教育令に於ても、教育に関する勅語を以て、半島に於ける教育の根基とせられたる以上は、永く此等地方に於ける私設の小社を以て満足することとは出来ぬ。宜しく半島全土に於ける国民崇敬の中心たるべき一大官社を創建して国民帰趨の目標を示し、半島住民に何れも報本反始の誠を捧げしめ、以て国風移植の本源となすことは、朝鮮統治上最も喫緊の事である」（朝鮮総督府「施設三十年史」、一九三五年、一五八―九頁）

この位置づけのもとに、一九一二年度より朝鮮神社準備費を予算に計上した。そして一九一九年七月に朝鮮神社が官幣大社として設立され、祭神は天照大神・明治天皇とされた。神社は二五年一〇月に竣功したが、これに先立って朝鮮神宮と改称された。

こうして官幣大社・朝鮮総鎮守としての朝鮮神宮を

頂点とする神社制度が整えられていき、学校の職員・児童生徒に対しては神社参拝がしだいに強く求められていくのである。

（三）天皇代替わりと朝鮮

朝鮮人に天皇への忠誠を誓わせ、神道式の祭祀に順応させていく絶好の機会となったのは、天皇の代替わりの諸儀式である。その最初の機会は「韓国併合」の約二年後におとずれた。

一九一二年七月三〇日に明治天皇が死去すると、九月一三日に「大葬」、翌一三年七月三〇日に「一周年祭」が挙行された。喪が明けて、大正天皇の「大典」（「即位の礼」と「大嘗祭」）が準備されたが、一四年四月一一日に皇太后（昭憲皇太后）が死去したので、「大典」は中止となり、五月二四日に皇太后の「大喪」、翌一五年四月一一日に「一周年祭」が挙行された。皇太后の喪が明けて、十一月一〇日に「即位の礼」、一四日に「大嘗祭」、一六日に「大饗」が挙行された。

これらの諸儀式に際して、朝鮮総督はどのようにに対応したであろうか。明治天皇の死去とともに、総督府は弔旗掲揚、喪章着用を一般に指示し、各地方官庁などでは哀悼式が挙行された。「大葬」当日には、総督府主催の「奉悼式」が龍山の練兵場に祭殿を設けて挙

行され、総督府の御用新聞とされる『毎日申報』によれば五万人が参列したという。道・府・郡など各地方官庁にも「奉悼式」挙行が指示され、各地で官民合同の「奉悼式」が挙行された。各地の式も鳥居・祭殿を設け、神饌を供し、玉串を奉呈して拝礼するなど、純然たる神道式の祭祀であった。参拝者は官吏、面長、里長（面は府郡の下、行政区画、里は面の下の行政区画）はじめ各地の有力者であるが、学校の職員・児童生徒が必ず含まれた。

「明治天皇一周年祭」、皇太后の「大喪」、「昭憲皇太后一周年祭」の当日にも、龍山及び各地で、明治天皇「大葬」の際の「奉悼式」と同様の形式で、「遥拝式」が挙行された。

一九一五年一月の「大典」に向けては、各地方官庁が植林などの「大典記念事業」を企画した。「大典」の期間には、京城をはじめ各地で、官庁指導により「奉祝会」が挙行された。これらの式典にも学校の職員・児童生徒が大学参加させられた。例えば平壤では一月一五日の旗行列には、公立の朝鮮人学校・キリスト教私立学校を含めて二三校から四一六三名の児童・生徒が参加し、旗行列の開始に先立って「君が代」斉唱、天皇陛下万歳三唱を行なっている（『毎日申報』一九一五年一月一六日付）。

大正から昭和への代替わりの諸儀式については、手元に資料がないので具体的なことは明らかにしえないが、諸儀式への朝鮮人、とりわけ学校児童・生徒の動員が一そう強まったであろうことは推測に難くない。

三、皇民化政策と天皇制

最後に、一九三〇年代半ば以降の皇民化政策の展開について、簡単にふれておきたい。

すでに宇垣一成総督（在任一九三二年六月～三六年八月）の時期に、農村疲弊の深刻化に対抗するために展開された「農村振興運動」の中で精神運動が強化され、「皇国臣民」「皇国農民」という用語が登場していた。これを受けて本格的に皇民化政策を展開したのが南次郎総督（在任一九三六年八月～四二年五月）である。

（一）皇民化政策の展開

南総督は「内鮮一体」を唱え、「朝鮮人ヲシテ忠良ナル皇国臣民タラシムル」ことを施政方針とした。まず神社参拝の強制が行なわれた。神社は精神運動が強化される中で一九三〇年代前半に増加していたが、三六年八月に「神社規則」が改正され、一面一神社計画が建てられた。神社参拝を拒否したキリスト教徒は検

挙投獄され、多数の獄死者を出した。

一九三七年一〇月には「皇国臣民の誓詞」が制定され、京城の朝鮮神宮には「皇国臣民誓詞之柱」が建てられた。「誓詞」の児童用は、

一、私共ハ大日本帝国ノ臣民デアリマス

二、私共ハ心ヲ合セテ天皇陛下ニ忠義ヲ尽シマス

三、私共ハ忍苦鍛錬シテ立派ナ強イ国民トナリマス
というものであり、皇民化政策のねらいをよく示すものであった。

日本語常用も強要された。一九三八年三月の「朝鮮教育令」改正により、朝鮮語は随意科目（教えなくてもよい科目）とされ、四二年から展開された「国語普及運動」の中では、「国語は戦力だ」と高唱された。このことに示されるように、皇民化政策の目的の一つは朝鮮の青年を戦力として動員することであり、三八年三月には「陸軍特別志願兵令」が公布され、四三年八月には徴兵制が実施されて、多くの朝鮮人兵士が戦場に送られた。

さらに一九四〇年二月には「創氏改名」が実施され、朝鮮人に日本式の姓に改めることが強制された。またとに際限のない民族性抹殺政策であった。

(二) 皇民化政策のねらい

総督府は「内鮮一体」をうたったが、それは日本人と朝鮮人との平等をはかることとはまったく無縁のことであった。皇民化政策の真のねらいは、朝鮮総督府の編纂した「新しき朝鮮」（一九四四年四月）の項目「身も心も日本人に」の文章が、よく物語っている。

「かくて身も心も形も精神も漸時皇国臣民としての自覚を昂め、道義朝鮮の確立にわき目もふらぬ二千八百万朝鮮同胞の精進こそ、我が帝国の大東亜建設を推進さす大いなる力であり、……」

と皇民化政策への自画自讃ともいえる文をつづったあと、この文の筆者は、「朝鮮同胞」は「大和民族」とともに「東亜」の中核としての資格と使命を分担するが、それは「一日にして全体に付与される如き安価な生易しいものではない」と述べ、さらにこう言う。

「では二千八百万朝鮮同胞がいつ、やまと民族と同一になり得るか、といふことは一口に云へば朝鮮同胞自からが完全に皇国臣民となり切ったその時である。それには今が最も恵まれた時期である。即ちこの大東亜戦争を如何に戦ひぬき、如何に一切を君国に捧げるか、試金石である。すべてを君国に捧げ盡し、戦争を戦ひ抜き、勝利の日を迎えたその時こそ名実共に栄誉ある大東亜の中核的指導者としての地位を与えられるであろう」（同書八

一〇八二頁

朝鮮人にたえず「皇国臣民」としての完成を求め、ついに「皇国臣民」であるあかしとして、「天皇のために」生命を捧げることを求めるのが、皇民化政策の真のねらいであったといえよう。

おわりに

〔表紙のことば〕

おこられ下手

那須 高明

提出期限を守らない、遅刻をしても言い訳もしないでガタンと音を立てて席につく、清掃している廊下の掃き集めたゴミを平然とふみちらして歩いてゆく、校庭の草とりは立ち話ばかりで仕事はすすまない、連絡事項はうわの空。注意したり、小言をいったり、説教したりは連続で自己嫌悪に落ちいりそうになる。生徒にしてみれば家でも学校でも小言の洪水でうんざりだろうとは思っても、やっぱり見すげせない。ところが注意をすると十中八九、うらめしそうな目でにらみ返してくるか、無視して逃げる。こんなときが教師として一番つらい。怒り声やとなり声では教育は出来ないとわかっていても、時には大声を出して怒る。怒られた方はますますふてくされ、

態度を硬化させる。

そんな日は空しい敗北感だけが残る。

僕らが生徒の頃は、先生にしかられた時は神妙な顔をして頭を下げた。時には不当なおしかりの時も、たいていはそうだった。しかし、どうしても納得できない時は、自分の精一杯の能力を動員して弁明し、抗議をしたものだ。

結果として、その先生との親近感さえ生まれたもの。ところがこの頃はそううまくはいかない。生徒ももっとしかられ上手になつてくれたらなあと思ひついてしまう。考えてみれば、しかられ下手の生徒を責める前にしかり上手になるのがプロとしての教師の仕事なのだろうなあと思う。周りを見ればそんな教師がいることに気づく。教師生活もあと何年もないこの頃、まだそんなことに悩んでいるようではなさけないと思う。

(なす こうめい 長岡大手高校)

本稿は、朝鮮植民地支配と天皇制との関係について、その概略を示したものにすぎないが、天皇制権力の下での朝鮮植民地支配の実態について、読者の関心を呼びおこすことができたとしたら、幸いである。

(新潟大学人文学部)